

## XX 特定秘密保護法

2011年、政府は「政府における情報保全に関する検討委員会」の下に「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」を設置し、同年8月、同有識者会議が秘密保全法制の整備を求める報告書を提出した。この報告書を基に、政府は翌2012年の通常国会に秘密保全法制に関する法案を提出しようとする動きを見せた。

事態の重要性に鑑み、日弁連では、憲法委員会や情報問題対策委員会等においてこの問題の研究が進められ、秘密保全法制に特化した組織の立ち上げが必要との共通認識に至った。その結果、2011年11月9日に秘密保全法制に関するワーキンググループを設置し、憲法委員会、情報問題対策委員会等から委員の推薦を得て、鋭意問題点の検討が進められた。

### 1 2012年度の取組

その後、問題の重要性に鑑み、2012年2月17日、秘密保全法制対策本部（以下この項において「本部」と略称する。）が設置され、これを受け、秘密保全法制に関するワーキンググループは同年5月1日付けで廃止された。

本部は、その目的を、秘密保全法制に関し、日弁連の対応の方策を検討し、提案するとともに、日弁連の確立した意見に基づき、具体的な諸活動を企画、実行することと定め、その諸活動に邁進することとなった。本部は、会長、副会長、理事のほか、憲法委員会、情報問題対策委員会、人権擁護委員会、刑事法制委員会の推薦による委員及び会長指名による委員によって構成され、委員の数は170名以内とされた。また、本部長は会長が兼任することとされた。2012年度は、正副事務局会議を8回、運営会議を10回、理事会内全体会議を3回開催した。

同年度の活動として、次のような活動を行った。

#### (1) 3度のシンポジウムの開催

- ① シンポジウム「これがヒミツ？あれもヒミツ！秘密保全法制と情報公開について考えよう」(2012年4月13日弁護士会館2階講堂クレオA B)
- ② 秘密保全法制シンポジウムPART II「原発事故が起きたら？ - 市民の安全を守れるか -」(同

年8月2日弁護士会館2階講堂クレオA B)

- ③ 秘密保全法制シンポジウムPART III「言論の自由を守れるか」(2013年2月26日弁護士会館2階講堂クレオA)

#### (2) 院内集会の開催

- ① 秘密保全法制と防衛秘密に関する院内学習会(2012年7月4日衆議院第一議員会館第6会議室)
- ② 院内集会「秘密保全法制と言論の自由」(2013年2月19日参議院会館B 109会議室)

#### (3) 定期総会決議

2012年5月25日に開催された第63回定期総会において、「秘密保全法制に反対する決議」を採択した。

#### (4) 意見書及び会長声明の公表

次の意見書、会長声明を取りまとめ、内閣総理大臣はじめ関係各所に提出した。

- ① 秘密取扱者適格性確認制度に関する会長声明(2012年4月27日付け)
- ② 秘密保全法案の作成の中止を求める意見書(同年12月20日付け)

#### (5) 第55回人権擁護大会における特別報告

#### (6) 弁護士会及び弁護士会連合会に対する要請

各弁護士会に対して、地元選出国會議員への要請活動を行うよう、2012年6月12日付けで要請を行った。なお、それ以前に秘密保護法制の制定に反対するよう要請をしていたが、最終的に52弁護士会すべてから、同法制反対の宣言決議をいただいた。

また、各弁護士会連合会に対しても、2012年9月10日付けで、秘密保護法制の制定に反対する宣言決議の公表を要請した。

#### (7) 運動のためのツールの作成

運動に広がりや支持を求めるため、市民向けパンフレット、弁護士向けQ & A、チラシ等の資料を作成した。市民向けパンフレット及びチラシは、日弁連ウェブサイトの一般ページに掲載するとともに、院内集会等で配布した。また、弁護士向けQ & Aは、各弁護士会に提供した。

#### (8) 日弁連ウェブサイトの一般ページにおける特設ページの開設

一般ページにおいて、秘密保全法制に特化したページを作成し、一般市民を対象とした問題の解説や提言を取りまとめ、日弁連及び弁護士会の活動を

紹介した。

## (9) その他の取組

随時、国会議員や報道機関に働きかけを行ったり、各地の弁護士会、市民団体が主催するシンポジウムや学習会などに講師派遣を行うなど、問題の普及活動に取り組んだ。

## 2 2013年度の取組

2013年は、本部にとって激動の一年であった。同年9月上旬、突如「特定秘密の保護に関する法律案の概要」が示され、以下次のような進行で、特定秘密の保護に関する法律が成立するに至った。

### (1) 特定秘密の保護に関する法律案

- ・ 9月3日～9月17日 パブリックコメント実施
- ・ 10月25日 閣議決定・法案提出
- ・ 11月26日 衆議院国家安全保障に関する特別委員会可決
- ・ 11月26日 一部修正の上衆議院本会議可決、参議院送付
- ・ 12月5日 参議院国家安全保障に関する特別委員会可決
- ・ 12月6日 参議院本会議可決・成立
- ・ 12月13日 公布

### (2) 日弁連の取組

以上のように慌ただしい立法過程そのものに対する疑問も大きかった。パブリックコメントの期間ひとつをとっても、約2週間という異例の短さでもあり、災害救済立法のように急を要するわけでもなく、しかも市民の人権に深くかかわるこのような法案の場合、もっと広く意見を徴すべきであったと考えられる。そのためには、2週間はあまりに短すぎたと言わざるを得ない。また、国会における審議期間も、むやみと結論を急ぎ、法案の危険性について市民が熟知することを恐れているかのような印象を受けた。熟慮を欠いたまま性急に多数決という結論に飛びつくことは、民主主義を劣化させるのではないかと懸念された。

法案の内容としても、秘密指定の期間が長すぎ範囲が広すぎることで、秘密取扱者の適格性確認制度がプライバシーの侵害になる危険性が大きいこと、秘密指定の適否を判断する審査機関や違法な指定に対

する内部通報制度の機能が不全であること、刑罰規定も犯罪類型が過剰な上に法定刑も重すぎ、市民に与える萎縮効果が激しく、報道の自由や知る権利に対する抑圧が懸念され、憲法違反の疑いの濃いものであった。

そのため、日弁連としても、廃案又は抜本的改正を求めて運動を進めることとなった。この年度、本部は運営会議を10回、理事会内全体会議を7回開催した。その他、以下のような活動を行った。

#### ① 次のような意見書・声明等を発した。

- ・ 9月12日 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見書
- ・ 10月3日 特定秘密保護法案に反対する会長声明
- ・ 10月23日 特定秘密保護法制定に反対し、情報管理システムの適正化及び更なる情報公開に向けた法改正を求める意見書
- ・ 10月25日 特定秘密保護法案の閣議決定に対する会長声明
- ・ 11月15日 特定秘密保護法案に反対し、ツワネ原則に則して秘密保護法の在り方を全面的に再検討することを求める会長声明
- ・ 11月22日 公文書管理法の改正を求める意見書
- ・ 11月26日 秘密保護法案の衆議院での採決強行に対する会長声明
- ・ 12月3日 特定秘密保護法案について改めて廃案を求める会長声明
- ・ 12月6日 特定秘密保護法の採決強行に抗議する会長声明
- ・ 翌年3月19日 公文書管理法と情報公開法の改正を求める意見書

#### ② 次のとおり、シンポジウム等を開催した。

- ・ 9月5日 シンポジウム「憲法と秘密保全法制－私たちの『表現の自由』を守れるか－」
- ・ 10月23日 街頭宣伝(有楽町)
- ・ 11月13日 情報公開と秘密保護の関係を考える院内集会
- ・ 11月21日 STOP! 「秘密保護法」11.21大集会(後援)
- ・ 12月1日 街頭宣伝(新宿西口)
- ・ 12月6日 「秘密保護法」廃案へ! 12.6大集会

(後援)

- ・翌年1月24日 街頭宣伝(有楽町)
- ・同2月18日 秘密保護法廃止を目指す市民集会
- ③ マスコミ対応として、各社別懇談会、プレスセミナー、論説委員・解説委員との懇談会等を開催した。その他、国会議員向けQ&Aの作成や国会議員要請、チラシ、パンフレットを改訂したほか、各弁護士会に対して、決議・意見書声明等の公表、市民集会等の実施、地元国会議員への要請、地元紙への働きかけの要請等を行った。

### 3 2014年度の取組

2014年、秘密保護法は、本部を始め日弁連、各弁護士会の反対にもかかわらず、ついに施行に至るが、その間の政府側の動きは以下のとおりであった。なお、前年度(2013年度)である2014年1月、本部の名称が「秘密保護法対策本部」にあらためられた。

#### (1) 特定秘密保護法関連の動き

- ・7月24日 秘密保護法施行令(案)及び運用基準(案)等の公表及びパブリックコメントの募集開始
- ・10月14日 秘密保護法施行令(案)及び運用基準(案)等を閣議決定
- ・12月10日 秘密保護法施行

#### (2) 日弁連の取組

##### ① 意見書・声明等

- ・6月11日 情報監視審査会の設置に関する国会法改正案の国会提出についての会長声明
- ・6月20日 情報監視審査会の設置に関する国会法等の一部を改正する法律及び特定秘密保護法の廃止等についての意見書
- ・6月20日 国会法改正案の成立に際し、特定秘密保護法の年内施行に反対し、改めてその廃止を求める会長声明
- ・8月21日 「特定秘密の保護に関する法律施行令(案)」に対する意見書、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(仮称)(案)」に対する意見書
- ・9月5日 秘密保護法施行令(案)等に対するパブリックコメントの検討手続の公開を求める会長声明

- ・9月19日 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- ・10月14日 秘密保護法施行令(案)等の閣議決定に対する会長声明
- ・12月10日 改めて秘密保護法の廃止を求める会長声明
- ・翌年2月13日 秘密保護法における国会の監視機能に関する会長声明
- ② この間、シンポジウムを3回開催したほか、院内学習会や街頭宣伝活動等を行った。また、プレスセミナーや民放連との懇談、チラシ・パンフレットの頒布、パブリックコメントの提出の呼びかけや、「特定秘密保護法の廃止を求める請願署名」56,527筆を提出した。さらに、各弁護士会に対し、秘密保護法に関する全国一斉の街頭宣伝活動等の要請を行った。
- ③ 特筆すべきは、国連人権理事会特別報告者(表現・思想の自由)であるデイヴィッド・ケイ氏に対し、2015年2月27日付けで、秘密保護法の問題点を調査することを依頼する文書を、メール及び郵便で送付した。結果、同氏が同年3月30日来日し、日弁連会長及び本部委員との意見交換を行うことができたことである。

### 4 2015年度以降の取組

2015年度以降、法律施行後も、本部は秘密保護法の廃止又は抜本的改正を求めて運動を続けたが、ややもすれば停滞化が懸念されるところ、廃止のための運動を風化させないように努めた。その運動の一環として、情報自由基本法制定の構想に至り、2016年2月18日、情報自由基本法の制定を求める意見書の公表に至った。また、同年3月30日衆議院及び参議院の情報監視審査会が平成27年年次報告書を公表したことを受けて、これを批判的に検討し、意見書を公表するに至った。

2018年6月1日、本部は、共謀罪法対策本部と統合し、「秘密保護法・共謀罪法対策本部」に衣替えし、同本部にて、衆議院及び参議院の情報監視審査会に関する情報収集や年次報告書の検討等を行っている。

江藤 洋一(第一東京)